

宇陀市の財政健全化判断比率についてお知らせします。

平成21年9月10日
宇陀市財務部財政課

1. 財政健全化判断比率とは？

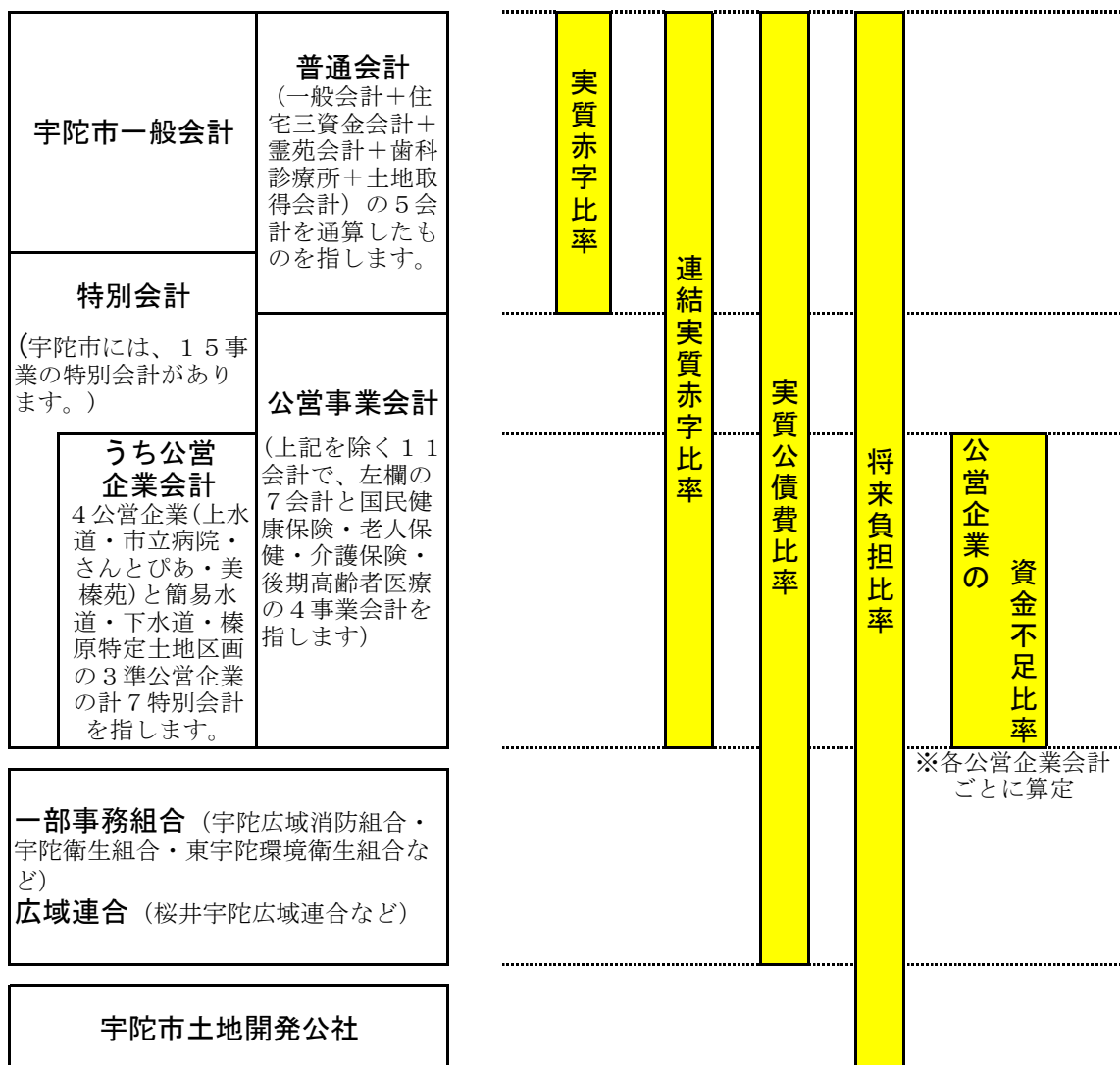
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政健全化判断比率を用いて宇陀市の財政状況を市民の皆様にお知らせします。

財政健全化判断比率とは、各地方公共団体が住民に向けて財政状況を公表するために設定された全国統一の指標で、本日開会された宇陀市議会への報告も同法で義務付けられており、指標の内容によっては財政上の制約や健全化計画を策定、実行する必要があります（法律と制度の詳しい内容は、後述「6. 法律の概要」をご覧ください。）

2. 宇陀市の各会計と指標の対象範囲

健全化判断比率等の対象となる宇陀市の会計

【財政健全化法の4+1指標】



3. 平成20年度決算に基づく宇陀市の財政健全化判断比率の結果

【この指標の見方】

※ 各指標の「早期健全化基準」「財政再生基準」については、いずれの数値についても、より小さい方が財政的に良好と言えます。当然ながら「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については「▲(赤字)」よりも「黒字」が最良であり、公営企業については「資金不足」が生じていないことが最良です。

| No. | 指標 | 指標の概要 | 早期健全化基準 (イエローカード) | | | 財政再生基準(レッドカード) |
|-----|----------|---|-------------------|-------------|--------------|----------------|
| | | | 国の基準範囲 | 宇陀市に適用される基準 | 宇陀市のH20決算の数値 | |
| 1 | 実質赤字比率 | 普通会計の実質収支赤字額 標準財政規模 | ▲11.25% ~ ▲15.00% | ▲13.03% | +0.99% (黒字) | ▲20.0% |
| 2 | 連結実質赤字比率 | 全会計の実質収支赤字額 標準財政規模 | ▲16.25% ~ ▲20.00% | ▲18.03% | +7.72% (黒字) | ▲30.0% |
| 3 | 実質公債費比率 | 普通会計の公債費(元利償還費) + 特別会計・公営企業・一部事務組合へ繰り出す公債費 標準財政規模のH18~H20の3カ年平均 | 25.0% | 同左 | 21.5% | 35.0% |
| 4 | 将来負担比率 | 普通会計が負担すべき将来の債務(全会計・一部事務組合の負担義務のある残債、土地開発公社の債務保証、負担義務のある職員の退職金など) 標準財政規模 | 350% | 同左 | 249.6% | なし |

公営企業 (公営企業とみなす特別会計を含む)

| | | | | | | | |
|---|--------|---|----------|--------|----|---------|----|
| 5 | 資金不足比率 | 公営企業等の内部留保資金(流動資産)の不足額 ÷ 公営企業の営業の規模 | 榛原特定土地区画 | ▲20.0% | 同左 | — | なし |
| | | | 簡易水道事業 | | | — | |
| | | | 下水道事業 | | | — | |
| | | | 保養センター事業 | | | ▲275.1% | |
| | | | 市立病院事業 | | | — | |
| | | | 介護老人保健施設 | | | — | |
| | | | 上水道事業 | | | — | |

普通会計＝

宇陀市の場合、「一般会計」「住宅新築資金等特別会計」「霊苑事業特別会計」「歯科診療所特別会計」「土地取得特別会計」の5会計を通算したもの。

標準財政規模＝

地方自治体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。(標準税収入+各譲与税+普通交付税+臨時財政対策債)

4. 宇陀市の財政健全化判断比率の積算根拠となったH20決算数値

| | | | | |
|------------|------------------|--------|--|----------------------|
| (1) 実質赤字比率 | 普通会計の 実質収支赤字額 | 標準財政規模 | 一般会計 +436,170千円 住宅資金会計 ▲353,318千円 霊苑会計 +27,396千円 歯科診療所 +11,553千円 土地取得事業会計 +1千円 | 5会計の合計 +121,802千円 |
| | | | 12,253,979千円 | (+0.99%) |

| | | | |
|---|-----------------------|--|--|
| (2) 連結 実質赤字比率 | (実質収支) | (実質収支) | (準公営企業の収支) +27,713千円 |
| | 普通会計 +121,802千円 | 国保会計 介護会計 老健会計 後期高齢者会計 +89,174千円 | 簡易水道会計 +10,573千円 下水道会計 +4,274千円 榛原土地区画 +12,866千円 |
| | 12,253,979千円 (標準財政規模) | | |
| (公営企業の資金不足・剰余額) +707,489千円 | | | |
| + | | | |
| 市立病院 +929,628千円 さんとぴあ +497,612千円 上水道 +556,690千円 美榛苑 ▲1,276,441千円 | | | |
| | | | 946,178千円 |
| (分母は上段のまま) | | | 12,253,979千円 |
| | | | (+7.72%) |

| | | | | | | | |
|-----------------|---|---|--|--|---|---|---|
| (3) 実質 公債費比率 | 公債費充当 一般財源 4,072,680千円 | + | 公営企業に要する 経費の財源とする 地方債の償還に 充てた繰出金 671,225千円 | + | 一部事務組合 等の起こした 地方債に充て た補助金又は 負担金 63,715千円 | + | その他公債費 に準ずる債務 負担行為 51,376千円 一時借入金利 子 184千円 |
| | 標準財政規模 12,253,979千円 | | - | 普通交付税において地方債の元利償還 に要する経費として基準財政需要額に 算入される額 2,741,075千円 | | | |
| | 普通交付税において地方債の元利償還に要する 経費として基準財政需要額に算入される額 2,741,075千円 | | | | = | H18=21.84608% H19=20.50694% H20=22.26560% | ⇒ |
| (分母は上段のまま) | | | | = | 2,118,105千円 | | |
| (分母は上段のまま) | | | | = | 9,512,904千円 | | |
| | | | | = | | | 22.26560% (H20) |

(4) 将来負担比率

| | | | | | | | |
|------------------------------------|--|--------------------------------------|--|--|--------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 普通会計の 地方債残高 35,699,709 千円 | + | 債務負担行為に 基づく支出予定 額278,166千円 | + | 公営企業債等 の繰り出し 見込み額 7,654,609 千円 | + | 一部事務組合 等への負担 見込み額 159,090千円 | |
| 標準財政規模 12,253,979千円 | | - | | 普通交付税において地方債の元利償還 に要する経費として基準財政需要額に 算入される額 2,741,075千円 | | | |
| + | 職員等の退職 手当負担見込 額 5,223,495 千円 | + | 土地開発公 社の負債負 担見込み額 619,217 千円 | - | 充当できる 基金 1,062,617 千円 | - | 充当できる 特定の歳入 776,155 千円 |
| (分母は上段のまま) | | | | | | | |
| - | | 基準財政需要 額算入見込額 24,051,291 千円 | | = | | | 23,744,223千円 |
| (分母は上段のまま) | | | | = | | 9,512,904千円 | = |
| | | | | | | | 249.6% |

(5) 公営企業の資金不足比率

| | 営業の規模 (A) | 流動資産 (B) | 流動負債 (C) | 解消可能資金 不足額 (D) |
|----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| 榛原特定土地区画 | 12,866 | 13,148 | 282 | 0 |
| 簡易水道事業 | 277,584 | 859,508 | 848,935 | 0 |
| 下水道事業 | 250,453 | 1,809,449 | 1,805,175 | 0 |
| 保養センター事業 | 463,836 | 17,797 | 1,420,319 | 126,081 |
| 市立病院事業 | 3,171,400 | 1,237,804 | 308,176 | 0 |
| 介護老人保健施設 | 456,716 | 518,808 | 21,196 | 0 |
| 上水道事業 | 380,279 | 698,109 | 141,419 | 0 |

| | 資金不足比率 $\frac{(B) - (C) + (D)}{(A)}$ |
|----------|---|
| 榛原特定土地区画 | (+) 100.0 % |
| 簡易水道事業 | (+) 3.8 % |
| 下水道事業 | (+) 1.7 % |
| 保養センター事業 | ▲ 275.1 % |
| 市立病院事業 | (+) 29.3 % |
| 介護老人保健施設 | (+) 108.9 % |
| 上水道事業 | (+) 146.3 % |

※1 「資金不足比率」欄の「(+)%」という表示は、資金不足が生じていないことを表しています。

※2 榛原特定土地区画・簡易水道・下水道の3会計については、(B)欄の「流動資産」を「歳入」と、(C)欄の「流動負債」を「歳出」と読み替えます。

※3 (D)欄の「解消可能資金不足額」は、資金不足(又は赤字収支)でない場合は算出しません。

5. 宇陀市の財政健全化比率の結果

(1)平成20年度決算数値に基づく宇陀市の財政健全化比率の結果は次の通りです。

- ①実質赤字比率＝黒字でした。（黒字額は対前年度比0.39ポイント上昇しました）
- ②連結実質赤字比率＝黒字でした。（黒字額は対前年度比0.61ポイントダウンしました）
- ③実質公債費比率＝健全化基準をクリアしました。（但し、対前年度比0.6ポイントダウン）
- ④将来負担比率＝健全化基準をクリアしました。（対前年度比6.0ポイント改善しました）
- ⑤公営企業等（7会計）の資金不足比率＝保養センター事業（美榛苑）については、公営企業の経営健全化基準を超過しており、今後所定の経営健全化策を策定、実行する必要があります。保養センター事業を除く6公営企業会計等は、資金不足を生じていません。

6. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要(抜粋)

(1)健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表しなければならない。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

(2)財政の早期健全化

①財政健全化計画

財政健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

②財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣・都道府県知事へ報告する。

又、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表する。

③国等の勧告など

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められる認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行う。

(3)財政の再生

①財政健全化計画

財政健全化判断比率のうちの実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率（以下「財政再生判断比率」という。）が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなけれ

ばならない。

②財政健全化計画の策定手続、国の同意等

イ．財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表する。

ロ．財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めること。

ハ．財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

③地方債の起債の制限

財政再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。

④地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

⑤国の勧告、配慮等

イ．財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告することができる。

ロ．再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について、国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

(4) 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。

これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

又、(2)の②、③の規定、及び(5)の規定を準用する。

(5) 外部監査

地方公共団体の長は、財政健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

以 上